

(指定様式 2)

## 誓約書

- (1) 再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づくFIT制度(固定価格買取制度)の認定またはFIP制度の認定を取得しません。
- (2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行いません。
- (3) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行いません。
- (4) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」に定める遵守事項(専らFITの認定を受けた者に対する事項を除く。)に準拠して事業を実施し、特に以下の項目を遵守します。
  - ①地域住民や糸島市、福岡県と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めます。
  - ②関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行います。
  - ③防災、環境保全、景観保全を考慮し、補助対象設備の設計を行います。
  - ④一の場所において、設備を複数の設備に分割して扱いません。
  - ⑤20kW以上の太陽光発電設備の場合、必要に応じて発電設備を囲う柵塀を設置し、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識(申請者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本補助金により設置した旨を記載したもの)を掲示します。
  - ⑥電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存します。
  - ⑦設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施します。
  - ⑧接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力します。
  - ⑨防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めます。
  - ⑩補助対象設備を処分する際は、関係法令及び条例の規定を遵守します。
  - ⑪10kW以上の太陽光発電設備の場合、補助対象設備の解体・撤去等にかかる廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン(資源エネルギー庁)」を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定します。また、その計画により適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施します。
  - ⑫10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めます。
- (5) 施工管理者は、導入する設備を法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならないことを登録対象機器の添付書類(取扱説明書等)に明記し、申請者に注意を喚起します。
- (6) 補助対象設備について、国、福岡県、糸島市から他に補助金、助成金その他これらに類する交付金を受けていません。また、これからも受けません。
- (7) 糸島市暴力団排除条例(平成22年条例第200号)第2条に規定する暴力団または暴力団員等でないことを確認するため、警察署に照会することを了承します。

以上のとおり、糸島市脱炭素推進重点対策加速化事業公共施設太陽光発電リース設置補助金交付要綱の規定を遵守し、申請者及び施工管理者により適切に事業を実施することを誓います。

年 月 日

(申請者) リース事業者の記名、代表者職印押印

所在地

名称

(施工管理者) 施工管理者の記名、代表者職印押印

所在地

名称